

環境課からののお知らせ

税務署からのお知らせ

【確定申告等作成コーナーからe-Taxへ】
 南国税務署では、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や収支内訳書などの提出書類について、ご自分で作成しe-Tax（国税電子申告・納税システム）または郵送などで提出していただくことをお勧めしています。申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できますし、e-Taxの手続きをするとインターネットを利用して直接電子申告することもできます。また、贈与税の申告もe-Taxで送信（申告）することができ、詳しくは各ホームページをご覧ください。

なお、案内状が送付されている年金受給者などの方は、案内状を持参し、市役所税務課で申告を行ってください。

■所得税および復興特別所得税の確定申告期間
 2月17日（月）～3月17日（月）

■消費税および地方消費税の確定申告期限／3月31日（月）

■贈与税の申告期間
 2月3日（月）～3月17日（月）

【税務職員を装った者からの不審な電話にご注意を！】

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。不審な電話があった場合には、即答を避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認した上でいったん電話を切り、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※お問い合わせは
 南国税務署
 (☎863・3215) まで
 国税庁ホームページ
 (http://www.nta.go.jp)
 e-Taxホームページ
 (http://www.e-tax.nta.go.jp)

住民税（市・県民税）の申告

収支内訳書の作成・医療費明細書の整理はご自身で！
 昨年度から申告受付の効率化と個人情報保護のため、1階ホールに受付会場を設置し、申告内容や添付書類などを確認した後、順次申告窓口のご案内しています。収支内訳書や医療費明細書の集計など添付資料を作成していない場合

は、本人に作成していただくからの受け付けとなりますので、添付資料は事前に整理の上、申告にご来庁ください。年金受給者などの方で所得税の申告をする方についても期間中は市役所で申告を受け付けできますので、案内状を持参し、指定の日時にご来庁ください。e-Tax申告も可能です。

なお、所得税の確定申告を済ませ、その他の収入がない方は住民税の申告は必要ありません。

※今年度は庁舎耐震改修工事のため、昨年度より受付会場が縮小されます。申告期間中は例年以上に混雑が予想され、長時間お待ちになる場合があります。ご理解、ご協力をお願いします。

■申告期間
 2月17日（月）～3月17日（月）

■受付時間／午前8時30分～11時、午後1時～4時

■備考／医療費明細書の集計は、治療を受けた人ごとで、病院・薬局別に領収書を整理し、それぞれの合計金額を計算してください。

※お問い合わせは
 税務課市民税係
 (☎880・6554) まで

要介護認定を受けている方へ

介護保険の要介護認定を受けている方は、確定申告（所得税）や市・県民税などの申告をする際に、次の控除を受けられる場合があります。

■障害者控除／要介護度2以上の65歳以上の方は、障害者手帳交付の有無に関わらず、障害者控除の対象となる場合があります。その場合には、長寿支援課が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

■医療費控除／施設に入所または在宅サービスを利用している方が負担しているサービス料の中で、医療費控除に該当するものがありますので、領収書を添えて申告してください。認められる医療費から一定の金額を差し引いた分が控除対象となります。

※お問い合わせは
 税務課市民税係
 (☎880・6554)
 長寿支援課介護保険係
 (☎880・6556) まで

学校給食物資納入業者の登録

平成26年度南国市学校給食物資納入業者の登録を受け付けます。

■必要書類／市学校給食会（教育委員会内）にあります。

■受付締切／2月21日（金）

※受付先・お問い合わせは
 市学校給食会
 (☎880・6568) まで

不動産に関する無料相談会

不動産や住まいに関する問題などについて、高知県地建物取引業協会の相談員による無料相談会が開催されます。

■とき／2月8日（土）午後1時～4時

■ところ／南国市商工会館

※お問い合わせは
 高知県地建物取引業協会
 (☎823・2001) まで

ごみ出しワンポイント

- ① ごみステーションを清潔に保つために、ごみを出すときにはルールを守りましょう。
 - ② 収集日の朝5時から8時までに出しましょう。
 - ③ お住まいの地区のごみステーションに出しましょう。
 - ④ 生ごみは水分をよく切って、ごみ袋から汁が漏れ出ないようにしましょう。
- *事業所から排出されるごみは、事業所自らが処分する必要があります。南国市が許可した業者と契約して処分するようにしてください。例外的に、事業用可燃ごみ小の指定袋を使用し、1回あたり2袋までなら、ごみステーションに出せるように規則で定めています。

省エネのコツ

- ① エアコン
 今月は省エネと節約効果（年間節約額）をご紹介します。
- ② 石油ファンヒーター
 設定温度を21℃から20℃にするとか、使用を1日1時間短縮すると900円の節約になります。

ペットの飼育について

ペットも家族の一員です。捨てたり、保健所へ処分を依頼したりするのはなく、最後まで責任をもって飼育しましょう。犬や猫は、リードにつながぐ室内で飼育し、鳴き声やふん、いたずらなどで近隣に迷惑をかけるないようにしましょう。野良猫などに対する無責任な餌やり

も、野良猫の増加の原因となり、地域へ迷惑をかけています。また、近年、外来生物を簡単に手に入れることができるようになり、外來生物を安易に捨てると、日本固有の動物に被害を与えたり、人に危害を加える恐れがあります。絶対に逃がしたり捨てたりしないでください。



野焼きについて

野焼きに関する苦情の多くは、「たき火」や農作物残さの焼却によるものです。これらは、すぐさま法令違反といえるものではないかもしれませんが、環境課では煙やにおいなどによる苦情が寄せられた場合、苦情内容を相手側に伝え焼却の中止や改善を促しています。

なお、ごみやビニールなどを焼くと「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反しますので、罰せられる場合があります。

※お問い合わせは、環境課 (☎880-6557) まで